

資料（7）国の悪い政治に「右へならえ」議案への各会派の態度

| 議会 | 議案 | 採決 | 水曜会 | 緑風会 | 公明党 | 市民連合 | 新政クラブ | 日本共産党 | 日本共産党市議団の委員会審議における討論要旨 | |
|-------|-----------------------------------|----|-----|-----|-----|------|-------|-------|--|---|
| 04年6月 | 「福山市税条例の一部改正」 | 可決 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 本条例改正のうち、第20条に関しては、平成18年度以降の老年者控除を廃止するもので、65歳以上の高齢者は、介護保険料の負担、医療費負担の増、年金の改悪が押しつぶせられ、さらに老年者控除が廃止になれば、一層の生活苦を強いることになる。国の税法改正に伴うものとはいえ、税負担の公平とは累進課税制が貫かれることであり、近年、大企業、大金持ちへの減税を繰り返しながら、庶民への負担を強めるあり方は認めることはできない。以上の政治的比重から反対。 | |
| 04年6月 | 福山市老人医療費助成条例の一部改正 | 可決 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 本条例改正は国の医療保険制度の改革により、老人保健制度における医療給付の対象年齢が70歳以上から75歳以上に引き上げられたことに伴うもので、65歳から67歳のひとり暮らしの高齢者と、68歳、69歳の一般高齢者の医療費の助成を段階的に廃止するものである。本制度は命綱である。本市としては、市独自に制度の拡充こそすれ、県の制度廃止に追従することは、住民福祉の増進という自治体本来の役割を果たしているとは言えず反対。 | |
| 05年6月 | 福山市税条例の一部改正 | 可決 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 本条例改正は国の地方税法改定に伴うものである。所得の少ない65歳以上の高齢者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置を段階的に廃止するもので、増税額は100万人で計171億円とされ、本市では9000人に影響があり、1人当たり5500円の増税となるものである。担税力がない、または著しく薄弱である高齢者に税負担を求めることは、租税政策上適当でないことから、これまで非課税とされてきたものである。この影響は、国保税や介護保険料、公営住宅の家賃等々にはね返り、さらなる負担増となり、今後、介護保険料や公的年金など、控除の縮小がさらに追い打ちをかけ、人間らしい暮らしを奪う、余りにも弱い者いじめのあり方である。…政治的比重から反対。 | |
| 06年3月 | 福山市国民保護協議会条例の制定 | 可決 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 条例制定は、武力攻撃事態法に基づき、国民保護法を初めとする有事法制の自治体レベルでの具体化として提案されたものである。…国民保護計画が日本を守るものではなく、国民、市民を保護するものでもなく、泥沼化しているイラク戦争やアメリカが起こした戦争に具体的に協力する仕組みをつくること、市民、地方自治体、民間機関をこのような戦争に強制的に動員するために必要だということである。…本市がすべきことは、…平和非核都市福山宣言の具体化を図る立場で、有事を起こさせない平和外交の努力こそが重要だという市民的世論を大きく広げていくことではないか。…平和非核都市福山宣言を生かす立場で、本市として自治権を発揮した対応こそが求められる。以上の立場から、本条例制定に強く反対。 | |
| 06年3月 | 福山市国民保護対策本部及び福山市緊急処理事態対策本部条例の制定 | 可決 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 議第21号議案と同趣旨で反対。 | |
| 議会 | 議案 | 採決 | 水曜会 | 明政会 | 誠友会 | 公明党 | 市民連合 | 新政クラブ | 日本共産党 | 日本共産党市議団の委員会審議における討論要旨 |
| 06年9月 | 福山市乳幼児等医療費助成条例及び福山市老人医療費助成条例の一部改正 | 可決 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 老人医療費助成制度は1936年から1939年の間に生まれたひとり暮らしの高齢者の医療費を助成するなどの制度であるが、2009年に段階的に廃止という改悪が行われようとしている。いま高齢者は小泉増税の影響が直撃し、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、住民税の非課税限度額の廃止、定率減税の半減、介護保険料の値上げなど、負担額ばかりが押しつけられている。…乳幼児医療費助成制度については、現在、通院は一部負担金が導入され就学前まで、入院は6年生までが制度の対象。両制度とも、この機に、本市独自で財政措置を講じ、一部負担金をなくし、完全に無料にすべきである。…本条例改正は、国の法改正に伴うものであるが、住民への負担増を含むものであり以上述べた理由により、本条例改正案に反対。 |
| 06年6月 | 福山市税条例の一部改正 | 可決 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 賛成 | 反対 | 今回の税率改定は、所得の低い層への増額になる逆立ちをしたあり方を懸念するものであり、庶民いじめの増税に強く反対を表明し、本条例改正に反対。地方税法等の一部を改正する法律の可決成立に伴うものであるが、とりわけ課税所得200万円以下の世帯の負担を重くするものである。今回の税率改定は、所得の低い層への増額になる逆立ちをしたあり方を懸念するものであり、庶民いじめの増税に反対を表明し、本条例改正に反対。 |
| 06年9月 | 福山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正 | 可決 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | ひとり親家庭の医療費はこれまで無料であったが、制度改悪により段階的に1日500円の一部負担金を導入しようとするもので、本年度は8月より本来額の2分の1の負担が、2008年度からは本来額の500円に、段階的に負担増が行われている。しかも、新たに食費及び居住費に係る自己負担が導入され、負担がふえることになる。そもそも本条例の趣旨は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し福祉の増進を図ることが目的である。住民福祉の増進に責任を持つ本市が、本条例改正を契機として、市独自でも助成制度をつくり、負担を押しつけないよう努力すべきである。このたびの条例改正は、国の法改正に伴う条例改定ではあるが、以上述べた理由により、その政治的比重にかんがみ、本条例改正案に反対。 |
| 06年9月 | 福山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正 | 可決 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 反対 | 本条例改正案は、障害者自立支援法の施行及び健康保険法の改定に伴い改定するものである。改定健康保険法は、高齢者患者への負担増を初め、国民にさらなる痛みを押しつける医療改悪の内容である。それは、70歳から74歳の患者負担を現行の1割から2割へ引き上げ、70歳以上の療養病床入院患者の食費、居住費の負担増など、医療を最も必要とする高齢者、重症患者へ情け容赦のない負担増が盛り込まれている。また、現在38万床ある療養病床のうち23万床を削減する内容で、これは入院患者の追い出しにつながる。さらに、高齢者への差別医療の危険性を持つ75歳以上の後期高齢者医療制度の創設や保険がきかない診療を組み合わせる混合診療の拡大など、日本の医療制度を変質させる内容である。住民福祉の増進を責務とする自治体として、本市独自で負担軽減策をぜひとも講じるべきである。以上述べた理由により反対。 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 06年 12月 | 広島県後期高齢者医療広 域連合の設立 | 可決 | 賛成 | 反対 | <p>健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者は別建ての後期医療制度が創設されることとなった。新高齢者医療制度では、全市町村が加入する広域連合が保険者となる。保険者が広域連合になると、保険料は高目に設定され、市町ごとにきめ細かく設けられた各種の減免制度などが低いレベルで一本化されることが懸念される。広域連合議会の構成は、首長や議会議長などで占められ、住民が運営に参加できる仕組みは困難になると思料するものである。本市からの選出は2名ということであり、市議会の審議が及ばないだけでなく、住民の意思も極めて反映しがたいものとなる。本来、広域連合は、市区町村から自発的に発議するものである。これまでの広域連合は市区町村の判断で脱退もできたが、このたびの広域連合は、法律によって加盟を義務づけられた。高齢者に保険料値上げや差別医療を押しつけるための内容やスケジュールを一方的に決める一方で、脱退は認められないというのは、地方自治の建前に反するものである。保険料は年金から天引きされ、保険料設定も低所得の高齢者に重いものとなる。未納者には資格証が発行される。医療給付は、診療報酬を引き下げ、差別医療になる危険がある。医療費は1割負担、現役並みの所得があれば3割負担となる。高齢者の命と暮らしを削り取る負担増、医療給付の後退を前提とした制度の広域連合の創設であり、以上に述べた諸点における政治的比重から、本条例改正に反対。</p> |
|------------|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|